

奈良県告示第三百六十三号

奈良県中南和県税事務所において県税の納税証明に使用する所長印、奈良県中南和県税事務所高田窓口センターにおいて県税の納税証明に使用する所長印及び奈良県中南和県税事務所吉野窓口センターにおいて県税の納税証明に使用する所長印を次のとおり新調し、平成二十七年一月五日から使用する。

平成二十六年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県中南和県税事務所長印（吉野窓口センターにおいて使用）



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

奈良県中南和県税事務所長印（高田窓口センターにおいて使用）



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル

奈良県中南和県税事務所長印



注 縦 18 ミリメートル
横 18 ミリメートル